別紙１

令和５年度　世界自然遺産をいかした「稼ぐ」地域づくり調査業務委託　仕様書

１．業務名

世界自然遺産をいかした「稼ぐ」地域づくり調査業務委託

２．目的

奄美大島の豊かな自然環境の持続可能な観光活用と、観光客が環境文化に触れながら集落にお金が落ちるような「稼ぐ」地域づくりのモデルを構築することを目的とする。

３．業務期間

契約締結日～令和６年３月３１日

４．業務概要

本事業の概要は、以下のとおりとする。

（１）集落住民とのワークショップの開催、運営

奄美市住用町内からひとつの集落を選定し、集落住民に呼びかけてワークショップを開催、運営し、以下の項目を整理する。

1. 集落として新たに観光活用したい自然環境や集落の魅力、自慢したい宝
2. 集落として後世まで残したい自然環境や集落の魅力、守りたい宝
3. ①～②（拡散）を踏まえ、集落の主体的な観光客の関わり方や情報発信スキーム（サイン）、集落へお金が落ちるような仕組みなどの取りまとめ（収束）と実施計画の作成

（２）（１）のワークショップを踏まえ、「集落住民の思いに寄り添った「稼ぐ」地域づくり」の手法を、他地域でも応用できるためのモデルとして構築し、実績報告書として作成し、提出すること。

５．企画提案書の記載事項

企画提案書には以下の項目を必ず記載すること。

（１）ワークショップの実施を想定している奄美市住用町内の集落名

（２）「４．業務概要」の（１）①～②において、集落住民が意見を出しやすくするための進め方や手法、工夫

（３）「４．業務概要」の（１）③において、集落住民が分かりやすく取りまとめ、イメージしやすい実施計画を作成するための進め方や手法、工夫

（４）「４．業務概要」の（２）において、他地域でも応用できるモデルを構築する際に、参考としている事例や手法

６．成果物

本業務の成果物として、実績報告書を紙媒体１部と電子データで提出すること。

７．各種手続き及び損害賠償

本事業に必要な手続きは 受注者の責任にて行うこと。また 本業務の履行にあたり 受注者が発注者や第三者に損害を与えた場合は直ちに状況等を発注者に報告し、指示を求め、 賠償が必要なときは、受注者が負担すること。

８．業務の適正な実施に関すること

（１）本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

（２）本業務の実施に当たって個人情報を取り扱う場合には、奄美市個人情報保護条例（平成18年条例第20号）、奄美市個人情報保護条例施行規則（平成18年規則第15号）その他関係法令等に基づき、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

（３）業務上知り得た一切の情報は、本業務の範囲内でのみ使用し、第三者に漏洩または示してはならない。なお、本業務終了後にあっても同様とする。

（４）契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられること。

９．その他

事業開始時に、業務実施計画書を作成し、提出すること。

必要に応じて打ち合わせを行い、都度議事録を作成し、発注者に提出すること。

本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合、双方協議の上、対応を決定すること。